

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目 次

公営企業管理規程	ページ
秋田県企業局組織規程の一部を改正する規程(一・企業局総務課)……………	1
秋田県企業局企業職員給与規程及び秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等 に関する規程の一部を改正する規程(二・企業局総務課)……………	1
秋田県企業局企業職員服務規程の一部を改正する規程(三・企業局総務課)……………	1

## 公営企業管理規程

秋田県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十六年三月十二日

秋田県公営企業管理者 根津谷 禮 蔵

秋田県公営企業管理規程第一号

秋田県企業局組織規程の一部を改正する規程

秋田県企業局組織規程(昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条企画業務課の項第一号及び第五号中「土地造成・資金運用事業」を「土地造成事業」に改め、同項第六号を削る。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県企業局企業職員給与規程及び秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十六年三月十二日

秋田県公営企業管理者 根津谷 禮 蔵

秋田県公営企業管理規程第二号

秋田県企業局企業職員給与規程及び秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

(秋田県企業局企業職員給与規程の一部改正)

第一条 秋田県企業局企業職員給与規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

(秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第二条 秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成七年秋田県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県企業局企業職員服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十六年三月十二日

秋田県公営企業管理者 根津谷 禮 蔵

秋田県公営企業管理規程第三号

秋田県企業局企業職員服務規程の一部を改正する規程

秋田県企業局企業職員服務規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

第十条中「各号の一」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

第二十条の見出しを「(病気休暇)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

別表中 「辞職願

服務報告書

様式第十一号」に改める。

様式第十二号を次のように改める。

附 則

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

購読料金 一月三千五百円  
発行所 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県株式会社  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話(862)8766  
FAX(863)0005  
E-mail:matsubaransatsu.co.jp

